

5 - 38 頭部後傾抑止装置等

5 - 38 - 1 装備要件

自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以下のものを除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の座席（5 - 34 - 1(5)アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し、5 - 38 - 2の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。（保安基準第22条の4関係）

5 - 38 - 2 性能要件（視認等による審査）

頭部後傾抑止装置は、追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る性能に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるものであって、その機能、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものでなければならない。（細目告示第187条第2項関係）

指定自動車等に備えられた頭部後傾抑止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた頭部後傾抑止装置

法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた頭部後傾抑止装置

JIS D 4606「自動車乗車用ヘッドレストレイント」又はこれと同程度以上の規格に適合した頭部後傾抑止装置であつて、的確に備えられたもの

5 - 38 - 3 欠番

5 - 38 - 4 適用関係の整理

4 - 38 - 4の規定を適用する。